

平成 14 年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書

～環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについて～

平成 15 年 3 月

環 境 省

目 次

はじめに	1
1. 検討会設置の趣旨	1
2. 検討の内容	3
第1章 環境報告書の基本的機能と普及促進のあり方	5
1. 環境報告書の基本的機能とそのための必要条件	5
2. 環境報告の普及のあり方	7
3. 環境報告書に記載された情報の比較可能性及び信頼性の向上	7
4. 共通基盤の構築のための具体的方策	9
第2章 第三者レビューの類型とその実務の状況	11
1. 第三者レビューの類型	11
2. 我が国における第三者レビューの状況とその課題	12
3. 比較可能性及び信頼性確保の方策としての第三者レビューのあり方	14
第3章 「審査」タイプの第三者レビューに係る仕組みの基本的枠組み	16
1. 共通の基盤としての環境報告書作成開示基準	17
2. 共通の基盤としての環境報告書審査基準	17
3. 第三者レビュー実施者に必要な知識・能力等	18
4. 環境報告審査人の登録に対する考え方	19
第4章 「評価・勧告」タイプの第三者レビューのあり方	20
第5章 今後に向けて	22
1. 今後の課題	22
2. 今後の進め方について	23
別添1 環境報告書審査基準（案）	25
別添2 「評価・勧告」タイプの第三者レビューガイドライン（案）	29
資料1 環境報告書の普及に向けた課題と基本政策	31
資料2 諸外国の環境情報開示に関する法規制等の状況	32
資料3 環境報告書の第三者レビュー等に関する状況	41
資料4 環境報告審査人に必要な能力に関連する資格の参考例	44

はじめに

1. 検討会設置の趣旨

(1) 環境問題の現状と新しい社会システム構築の必要性

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムにおける経済活動の拡大は、急速に環境負荷を増大させ、人類の生存基盤である自然環境のバランスを崩し、廃棄物問題や自動車公害などの地域的な問題から、地球温暖化や生物多様性の喪失など空間的、時間的広がりを持つ問題にまで拡大、深刻化しつつある。

環境問題の解決に向けては、製品の生産・流通・廃棄など産業活動のあらゆる局面に環境・エネルギー配慮が組み込まれ、それが社会システムとして自立的に機能していく社会を実現させなければならない。そのためには製品・サービスや事業者に関する環境情報の開示・提供の一層の推進と、消費者等への環境・エネルギー教育の飛躍的拡充により、市場を環境配慮の視点から製品・サービスや事業者を厳しく選別するグリーン市場に創り変えていくとともに、環境マネジメントシステムの構築等により事業者の活動に環境配慮を織り込み、環境技術の研究開発などによる環境保全への取組といった強固な環境経営の実践が事業者の競争力に寄与するような基盤を整備していく必要がある。

(2) 事業者の意識変化と環境報告書

このような中で事業者の環境問題に対する考え方は、近年、より積極的なものへと大きく変化しており、環境省の調査¹によると、環境問題への企業の対応が、社会的責任の一つという、どちらかといえば受身の姿勢であったものが、企業の視点からは、より積極的な意味を持つ「経営戦略」の一環に変わりつつある。

そして同時に事業者は、投資家・金融機関・地域社会・取引先・消費者・従業員など、企業を取り巻く様々なステークホルダー（利害関係者）から評価されながら、事業活動を存続させている。

そのため事業者は、社会の支持を受けながら事業活動を行っていく上で、ステークホルダーの意思決定に役立つ情報を開示していく説明責任（アカウンタビリティ：Accountability）が求められている。環境面からも事業者が評価されるようになってきた今日、事業者側でも自らの環境保全への取組について積極的に情報公開し、社会

¹ 「平成13年度環境にやさしい企業行動調査」は、主要証券取引所（東京、大阪、名古屋）の1部及び2部上場企業と従業員数500人以上の非上場企業を対象にしており、有効回答は2,898件。環境への取組と事業活動のあり方について平成10年度と平成13年度を比較すると、「社会貢献の一つ」が47.4%から36.9%に減少しているのに対し、「業績を左右する重要な要素」及び「最も重要な戦略の一つ」が合計で36.4%から53.5%へと増加している。詳細は<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html>を参照。

からの評価を受けていくための環境コミュニケーション及び社会的説明責任の重要性が認識されつつあり、環境報告書を作成・公表する事業者数が年々増加しつつある。

しかし、その数は我が国の事業者数全体から見ればいまだ十分ではないうえ、公表されている環境報告書においても比較可能性と信頼性が十分に確保されていないなど、その取組が適正に評価されるようにはなっていない。

このため、「規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月閣議決定)」においても、環境報告書のより一層の普及を図るとともに、比較可能性及び信頼性の確保を図るため「第三者機関による監査制度」も含めた検討を指摘されている。

一方、諸外国では、近年、環境報告書から事業者の社会的及び経済的な情報をも盛り込んだ持続可能性報告書へと発展しつつあると同時に、環境報告書等による事業者の環境情報の開示を法律等により義務化する動きが拡大しつつある。

(3) 平成13年度における検討

こうした状況を踏まえて、環境省では、平成13年度に有識者等からなる「環境報告の促進方策に関する検討会」を開催した。検討会では、環境報告書の普及状況、日本全国・地方公共団体・諸外国における環境報告書の普及促進に係る取組の状況、及び環境報告書の第三者レビューの状況を調査・分析し、環境省が実施してきた環境報告書ガイドラインの作成、優良な環境報告書の表彰等の様々な取組(資料1参照)、特に環境報告書に関する各種ガイドラインは、その普及に大きな役割を果たしたと評価できるとした。

さらに、環境報告の普及とその比較可能性及び信頼性の確保に向けての課題について、環境報告書作成の容易性を高める、環境報告書作成へのインセンティブを高める、環境報告書作成と環境保全への取組に対する社会からの適正な評価を確保するなど、図1(6頁参照)にまとめた5つの課題があるとし、今後、検討すべき普及促進施策の方向性を検討し、報告書を取りまとめた²。

(4) 本年度の検討の趣旨

本年度は、平成13年度検討会の報告書において提言されている施策について、より有効な施策の絞り込みを行い、特に環境報告書の第三者レビューを中心に、環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについて一層の検討を進め、そのあり方について取りまとめることとした。

検討に当たっては、環境報告書の普及を図る上で、作成・公表事業者数の増加という単なる量的拡大だけでなく、比較可能性及び信頼性の確保による質の向上も社会から必要とされているという前提に立ち、検討を行った。これは、環境報告書を作成・

² 平成13年度の「環境報告の促進方策に関する検討会」の検討会報告書については <http://www.env.go.jp/policy/report/h14-04/index.html>を参照。

公表する事業者は増えつつあるが、環境報告書の比較可能性及び信頼性が十分に確保されていないこと等により、環境報告書の内容が利害関係者に十分に理解されないこともある。そのため、環境保全への取組についての適正な評価が得られない場合があり、環境報告書を作成・公表することの目的を適切に果たせず、このことが結果的に環境報告書のさらなる普及の妨げとなるおそれがあると考えられるためである。

一方、環境報告書の第三者レビューは、環境報告書の比較可能性及び信頼性を高めるための有力な手法の一つとして、それを受ける事業者数も増加傾向にあるが、第三者レビューの実施に当たっての共通に利用できる基盤が未整備であるため、期待される機能が十分には発揮されていないと考えられる。

このような中で、環境報告書への自主的取組を一層拡大し、普及させていくとともに、その比較可能性及び信頼性を向上させていくためには、環境報告書の公表について、一定の基準に準拠した第三者レビューによる審査登録の仕組みを整備し、社会から適正な評価を得ることができるようになることが、その一つの有力な方策として考えられる。

本報告書は、以上のような背景及び視点から、平成 13 年度の検討結果を踏まえ、環境報告書の一層の普及促進、比較可能性及び信頼性を確保するための課題を抽出・分析するとともに、第三者レビューを中心とした環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組み構築について検討を行うため、環境報告書の作成者（事業者）、利用者、有識者等からなる検討会を設置し、取りまとめたものである。

2．検討の内容

検討会においては、平成 13 年度検討会報告書に基づき、施策の絞り込みを行い、第三者レビューを中心に、環境報告書の普及と比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組み構築に当たり障害となりうる事項及びそれらの対応のあり方として、環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みを検討した。

検討の参考とするため、我が国の各事業者における取組事例及び主要先進国における環境報告書の普及状況、普及方策についての調査を実施した。

また、検討に当たっては、別に中小事業者における普及方策の一つとして、「環境活動評価プログラムのあり方に関する検討会」が設置³されていることを踏まえ、将来的には全ての事業者への普及を目指しつつも、当面は上場企業及び相対的に環境負荷の大きい事業者での普及を図っていくことを念頭に検討を行った。

³ 「環境活動評価プログラムのあり方に関する検討会」の設置については <http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=3571> を参照。

さらに、環境報告書において公表すべき情報のあり方については、同様に環境省が「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会」を設置⁴しているため、同検討会の検討に委ねた。

環境報告書の作成者（事業者）、利用者、有識者等からなる「平成14年度 環境報告の促進方策に関する検討会」を6回開催した。

また、実務的な検討を行うため「環境報告書の第三者レビューに関するワーキンググループ」を設置し、4回の会合を開催した。

検討会委員（敬称略、五十音順、印：座長）

稲岡 稔	株式会社イトーヨーカ堂 常務取締役 総務本部長
大竹 公一	大成建設株式会社 安全 環境本部 環境マネジメント部長
大塚 直	早稲田大学 法学部教授
河野 正男	横浜国立大学大学院 国際社会科学部 教授
上妻 義直	上智大学 経済学部長
児嶋 隆	岡山大学 経済学部 教授
菅野 伸和	松下電器産業株式会社 環境本部 環境企画グループマネージャー
瀬尾 隆史	株式会社損害保険ジャパン 環境・社会貢献部長
辰巳 菊子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
谷 達雄	株式会社リコー 社会環境本部長
平井 浩	東京ガス株式会社 環境部長
藤村コノエ	NPO 法人環境文明21 専務理事
山本 良一	東京大学 国際・産学共同研究センター長
渡邊 泰宏	日本公認会計士協会 環境監査専門部会長、 中央青山監査法人 社員

ワーキンググループ委員（敬称略、五十音順、印：座長）

木田 祐子	松下電器産業株式会社 環境企画グループ 環境コミュニケーションチーム主査
倉阪 智子	倉阪公認会計士事務所 代表
上妻 義直	上智大学 経済学部長
児嶋 隆	岡山大学 経済学部 教授
角田季美枝	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 環境委員会 委員
夏目有愉子	トヨタ自動車株式会社 環境部企画グループ担当員
丸山 陽司	株式会社KPMG 審査登録機構 代表取締役社長
渡邊 泰宏	日本公認会計士協会 環境監査専門部会長、 中央青山監査法人 社員

⁴ 「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会」の設置については
<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/shihyou/index.html>を参照。

第1章 環境報告書の基本的機能と普及促進のあり方

1. 環境報告書の基本的機能とそのための必要条件

社会経済活動における直接・間接の環境負荷発生について主要な部分を占めている事業者は、人類及び全生命の共有財産としての「環境」について、どのような環境負荷を発生させ、これをどのように低減しようとしているのか、どのように環境保全への取組を行っているのかなどを社会に対して公表、説明する責任＝説明責任がある。

本検討会においては、事業者が、環境コミュニケーションを促進し、環境保全に関する説明責任を果たしていくために、自らの環境保全に関する取組方針、取組内容、取組実績、将来の目標、環境への負荷の状況等を体系的に取りまとめ、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するとともに誓約する取組を「環境報告(Environmental Reporting)」、その媒体の一つを「環境報告書(Environmental Report)」として定義した。

このような環境報告書には、外部(社会的)機能と、事業者自身の環境保全への取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があり、事業者の自主的な環境保全活動を推進する上できわめて重要な役割を果たすものである。

外部機能には、次の三つがあり、

事業者と社会との環境コミュニケーションツール

事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示ツール

事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー(誓約と評価)による環境保全活動推進ツール

内部機能には、次の二つがある。

事業者自身の環境保全に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのためのツール

経営者や従業員の意識付け、行動促進のためのツール

こうした環境報告書の基本的機能が十分に発揮されるためには、全て(大多数)の事業者が環境報告書を作成・公表することが重要であることはもちろん、環境報告書の記載情報が正確であるとともに、環境報告書が事業活動の状況や方向性を正しく反映していること、すなわち、環境報告書のさらなる普及と比較可能性及び信頼性の確保の同時達成が必要である。

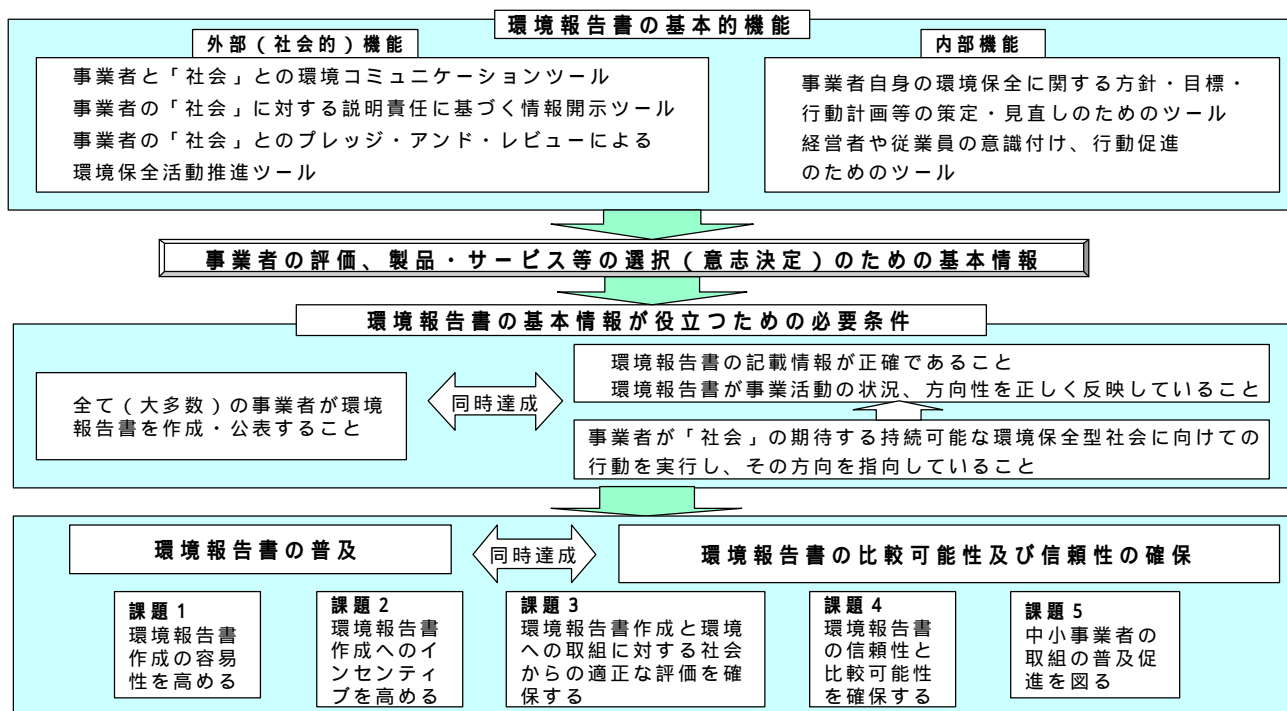
ここで想定される環境報告書の比較可能性の確保とは、比較評価そのものではない。環境報告書に開示された情報を加工し評価、判断を下すことは、利害関係者がそれぞれの目的に基づいて行うものである。本報告書での比較可能性とは、環境報告書に記載された項目が、その社会的に合意された作成の基準による共通のもので

あるとともに、情報自体が作成の基準に則って把握集計されるなど、利害関係者が評価を行うための前提となる情報の種類や集計方法について、共通の基盤が整備されることをいう。

加えて、このような共通の基盤を整備するに当たっては、環境報告書の対象範囲が自社のみか企業グループ全体かどうか、あるいは業種や経営形態が異なれば、単純な比較及び評価が困難であることを念頭におき、利害関係者にとって誤解のないように取り組む必要がある。

また、環境報告書の信頼性の確保とは、事業者が社会の期待する持続可能な環境保全型社会に向けての行動を実行し、かつその方向を指向しており、環境報告書がそのような事業活動の状況、方向性を正しく反映しているとともに、環境報告書の記載情報が、環境報告書作成の基準に則って作成され、その情報が一定の条件の下で間違いのない正確なものであることをいう。

図1 環境報告書の基本的機能とそのための必要条件



2 . 環境報告の普及のあり方

環境情報開示のための主要な媒体として、環境報告書が社会に広く利用されている。すなわち環境報告書は、利害関係者が環境報告書の情報を比較検討し自己の行動の意思決定に役立てる、事業者の環境経営の状況を知る、事業者の環境保全への取組、特に自らが関心のある分野についての取組の状況を知る等、不特定多数の利害関係者に利用されるものである。そのため、このような環境報告書を作成する事業者は、利害関係者の判断等を誤らせないように正確な環境情報を発信する責任（環境情報の発信者としての責任）がある。

諸外国では、環境報告書等における環境情報の開示を促進するために、事業者に対し自主的な取組の普及を目指すのではなく、上場事業者や相対的に環境負荷の大きい事業者を対象に、事業者の環境に関する説明責任を強化するとともに、環境マネジメントシステム導入の促進などを目的として、環境報告書等による事業者の環境情報の開示を法律等により義務化する動きが拡大しつつあり、こうした流れの中で、開示された環境情報について、第三者のレビューによる比較可能性と信頼性の向上に向けた取組も進展しつつある（資料2参照）。

一方、我が国においては、これまで環境報告書が事業者の自主的な取組により発展してきていること、環境報告書の実務がいまだ発展途上にあること等に鑑み、仮に将来的には環境情報開示の義務化を目指すにしても、国際的な動向にも注視しつつ、まずは自主的な取組による一層の普及を図ることが重要であると考えられる。

今後、自主的な取組の推進を図っていく場合においては、環境報告書の作成・公表事業者数のさらなる増加と、その比較可能性及び信頼性の確保による質の向上という二つの課題を同時達成していくことが求められている。特に、環境報告書の比較可能性と信頼性を向上させることにより環境報告書に記載された情報の価値が向上し、環境報告書を通じて事業者への適正な評価が可能となる。それに伴い、積極的に環境経営に取り組んでいこうとする事業者にとって大きな推進力が得られることとなり、その結果、環境報告書のさらなる普及が進むと期待される。

3 . 環境報告書に記載された情報の比較可能性及び信頼性の向上

（1）比較可能性及び信頼性の向上のための取組の現状

環境報告書の比較可能性及び信頼性の向上を図るため、事業者や NPO 等においても様々な自主的な取組が行われ、一定の効果をあげている。環境報告書の比較可能性及び信頼性を向上させていくため、以下に示すような取組が実施されている。

ア 第三者レビュー

環境報告書を作成する事業者以外の主体（第三者）が、環境報告書の記載情報やその背景にある取組内容についての意見を表明（レビュー）し、環境報告書に掲載する取組であり、第三者が比較可能性や信頼性をレビューする。

イ 内部管理の徹底

事業者内部の環境マネジメントシステムを徹底し、内部監査等を厳格に行う取組であり、事業者自身が情報の比較可能性や信頼性をレビューする。

ウ 内部監査基準や環境報告書作成の基準等の公開

事業者自身が、その内部監査の基準や環境報告書作成の基準等を公開する取組であり、特に環境報告書の作成の基準が明らかにされれば、外部の第三者がそれに基づいてレビューを行うことも可能となる。

エ 双方向コミュニケーション手法の組込

環境報告書の記載情報や環境保全への取組について、事業者が問い合わせ窓口を設けて、利害関係者からの質問や意見を受け付け、これに回答する取組であり、利害関係者等による座談会を開催し、その概要を環境報告書に掲載する事例もある。

オ NGO、NPOとの連携による環境報告書の作成

環境報告書の企画、製作段階に NGO、NPO のスタッフが直接関わり、事業者との一種の共同作業により環境報告書を作成する取組であり、連携のあり方には単に意見交換を行うものから、記載情報のチェックを行うもの等、様々な内容がある。

カ 社会的に合意された環境報告書作成の基準への準拠

環境報告書の作成に関するガイドラインとしては「環境省：環境報告書ガイドライン」、「グローバル・リポーティング・イニシアチブ（GRI）：サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」等⁵、複数存在している。いまだ社会的に合意された作成の基準はないが、可能な限りこれらの中立的に定められたガイドラインに準拠して環境報告書を作成する試みがなされている。

⁵ GRI ガイドラインについては<http://www.globalreporting.org/GRIGuidelines/index.htm>を参照。この他に、経済産業省の「ステークホルダー重視による環境リポーティングガイドライン 2001」もある。詳細はhttp://www.meti.go.jp/policy/eco_business/index.htmlを参照。

(2) 比較可能性と信頼性の向上に当たっての課題

このように様々な取組が実施されているが、現状では、比較可能性については、環境報告書に関するガイドラインが複数するため、その記載内容や解釈の仕方は自由である。また、環境報告書の作成に当たって準拠すべき社会的に合意された共通の基準が存在せず、比較可能性を確保するための十分な共通基盤が確立されているとは言えない状況にある。

さらに、信頼性については、利害関係者が環境報告書に記載された情報の正確性を自ら確認することは困難であることから、第三者が利害関係者に代わって情報の正確性をチェックすることが、環境報告書の信頼性を高める有力な手段の一つとして考えられ、自主的に第三者レビューを受ける事業者が増加している。しかし、社会的に合意された第三者レビューの基準は存在せず、正確性について事業者ごとに独自の集計過程を確認するだけである等、その手続や報告のあり方についてはいまだ十分な共通基盤が確立していない。このため第三者レビューの結果（結論）について、利害関係者に理解されにくく、第三者レビューの実施そのものに対して適正な評価が得られていない側面が見受けられる。

このように、客観的な形で環境報告書の比較可能性と信頼性の一層の向上を図るためには、現在の状況では不十分であると考えられる。環境報告書の比較可能性と信頼性を向上させていくためには、多様な環境報告書の情報について一定の整理を図り、利害関係者が容易に理解できるようにすることが必要であるとともに、記載された情報の正確性については重要な虚偽記載（脱漏を含む）がないと客観的な形で信頼して利用できるようにしていくことが望ましいと考えられる。

4. 共通基盤の構築のための具体的方策

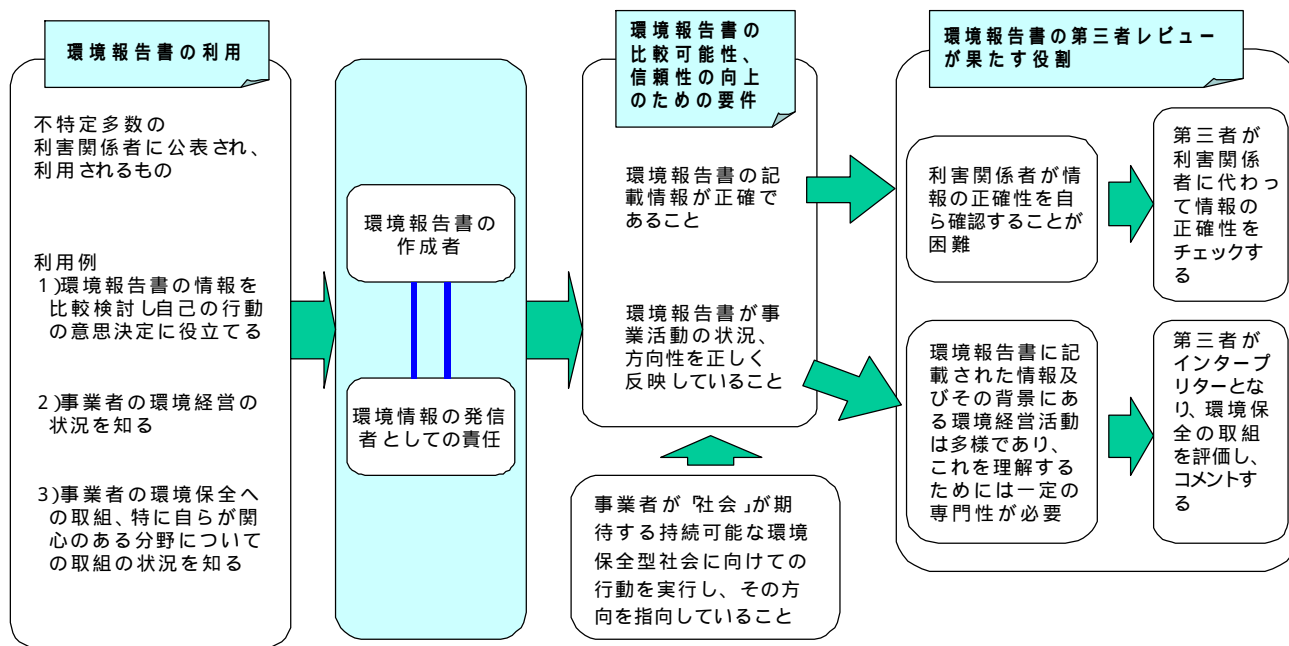
このような状況を踏まえると、前節（1）に示したように様々な方策が考えられるが、これらの中では、第三者レビューの方策が、客観的な形で環境報告書の比較可能性及び信頼性を確保する観点から有効性の高いものであると考えられ、実際にも第三者レビューの取組が数多くの事業者により行われている。

また、環境報告書に記載された情報及びその背景にある環境経営の取組は多様であり、これを理解するためには一定の専門性が求められるが、環境経営等に関する専門的知識や判断能力を有する第三者が、事業者と利害関係者の間のいわば通訳者（インタープリター）となり、事業者の環境経営の取組を評価し、コメントすることも、環境報告書の比較可能性や信頼性を高める有力な手段の一つとして考えられる。

こうしたことにより、本検討会において第三者レビューが、環境報告書の比較可能性と信頼性を高める上で、極めて有効性の高い手段であると考えられることが合意さ

れたが、一方で、現状においては社会的に合意された第三者レビューの基準等が存在しないため、その効果が十分に発揮されておらず、第三者レビューを受けている事業者及び第三者レビューの実施者の双方が、基準等の策定の必要性を認識していることが確認された。

図2 環境報告書の第三者レビューが果たす役割



第2章 第三者レビューの類型とその実務の状況

1. 第三者レビューの類型

環境報告書の信頼性を高めるために、環境報告書の第三者レビューを受ける事業者が増えている。環境省の調査によると、環境報告書を発行している事業者（579社）のうち、第三者レビューを受けている事業者の割合は19.5%であり、さらに受けることを検討中の事業者の割合は34.7%に達している（平成13年度環境にやさしい企業行動調査、脚注1参照）。しかしながら、現在実施されている環境報告書の第三者によるレビューや審査等の取組は、検証、監査、第三者意見表明など様々な表現が用いられ、その実施主体も多様であり、内容にはばらつきがある。このように第三者レビューの実務は発展途上であるため、その結論の意義が利害関係者に十分に理解される状況にはなっていない。

このため本検討会では、環境報告書の第三者レビューを以下の二種類に整理し、検討を進めた。

- ・ 環境報告書の記載情報の正確性及び環境報告書の作成の基準への準拠性を第三者がレビューする「審査」タイプ
- ・ 現状のように環境報告書の作成の基準が未整備であっても環境保全上の必要性等に照らして、独自の判断で環境報告書及び事業者の環境保全への取組状況を第三者がレビューする「評価・勧告」タイプ

（1）「審査」タイプの第三者レビューの特徴

環境報告書に係る利害関係者が、情報の正確性を自ら確認することが困難であるため、独立した第三者の立場から、利害関係者に代わって情報の正確性及び作成の基準への準拠性を審査する。

審査は、本来、環境報告書の審査及び作成の基準に基づいて行われるものであるが、現時点では社会的に合意されたこれらの基準は存在しないため、環境報告書作成事業者と第三者レビュー実施者の合意に基づいて実施されている。

（2）「評価・勧告」タイプの第三者レビューの特徴

環境報告書に係る利害関係者が、記載された情報を適切に理解し、当該事業者の環境経営の状況を評価することは困難であるため、自由な立場から第三者が利害関係者に代わって、環境報告書の記載情報が正しいという前提に立った上で、環境保全上の必要性に照らして、記載情報の妥当性や環境保全への取組の適切性を判断し、評価・勧告を行う。

評価・勧告は、環境保全上の必要性、社会的要請及び業種業態の事情等の基準化されにくい要素を、独自に判断して行われている。

2. 我が国における第三者レビューの状況とその課題

(1) 第三者レビューの状況

我が国における環境報告書の第三者レビューの状況は、以下のとおりである。

表1 第三者レビューの状況

第三者レビューの種類	「審査」タイプの第三者レビュー	「評価・勧告」タイプの第三者レビュー
第三者レビューの内容	環境報告書に記載された情報の正確性の審査、環境報告書の作成の基準への準拠性の審査	環境報告書の記載情報の妥当性や環境保全への取組の適切性を判断し、評価、勧告、意見、感想を表明
第三者レビューの目的	外部の利害関係者の意思決定のため	経営者及び外部の利害関係者の意思決定のため
第三者レビューの主な実施者	監査法人あるいはその関連会社、ISO14001 審査登録機関等が多い	学識経験者、環境問題専門家、環境 NGO 等、多様
判断基準	ガイドラインや事業者の内部基準など	主観的判断
第三者レビューの手續	第三者レビューを受ける事業者と第三者レビュー実施者の合意など	記載されていない場合が多い
第三者レビューの基準	記載されていない場合が多い	記載されていない場合が多い
第三者意見書等の形式	第三者レビューの目的、手續及び結果を簡潔に記した短文形式の第三者意見書（改善事項の指摘は経営者に対してのみ報告され、非公開が多い）	環境保全への取組状況の評価や改善すべき点を記した長文形式の第三者意見書
第三者意見書での意見表明の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成の基準で求められている記載項目は、全て記載されている ・ 記載情報は、合理的に集計されている ・ 修正すべき重要な事項は認められなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ・ の取組は同業他社に比較して優れている ・ 前年度に比較して改善されている ・ 目標値に比較してこのままでは達成困難 ・ 今後、 の取組を実施すべき ・ の状況を改善すべき ・ に関する情報を記載すべき
第三者レビュー実施者の責任	意思決定者である外部の利害関係者に対して、情報の正確性及び作成の基準への準拠性を審査したことに対する責任	評価結果が、外部の利害関係者の意思決定に用いられることに対する結果責任

(2) 課題

我が国における環境報告書の第三者レビューの課題は、以下のように整理することができる。

ア 「審査」タイプにおける課題

- ・ 社会的に合意された手続や基準がなく、第三者レビュー実施者、第三者レビューを受けている事業者の双方が共通のガイドラインが必要と考えている。
- ・ 第三者レビュー実施者がどのような立場で、どのような知識、経験を有するのか不明で、第三者レビュー実施者、第三者レビューを受けている事業者の双方が、その知識や能力に関する客観的な基準の必要性を感じている。
- ・ 利害関係者が期待する環境報告書に対する審査範囲と、実施されている第三者レビューの内容とは隔たりがあり、実際にどのようなことが審査されているのかわかりにくい。

以上より、第三者レビューの手続及び基準、第三者レビュー実施者の知識、能力や責任範囲について、社会的な合意を図っていく必要がある。

イ 「評価・勧告」タイプにおける課題

- ・ 実施に当たっての手続や基準を明確に定めがたく、評価等の範囲や手続自体が曖昧である。
- ・ 一般消費者から学識経験者まで様々な者が実施しており、第三者レビュー実施者がどのような立場で、どのような知識、経験を有するのかわかり、同様の取組に対しても結論の意義は全く異なってくるにもかかわらず、その違いが理解されにくい。
- ・ 第三者レビューを受ける事業者が自らの環境保全への取組の参考にするため、専門家による評価結果を記載しているに過ぎない場合には、環境報告書の外部機能が損なわれることもあるが、このように記載された評価結果の透明性、客観性が不十分な場合でも、妥当な取組が実施されるものであると社会的に誤解されやすい。
- ・ 提出された情報が正確であることを前提としており、当該事業者の環境保全への取組がどの程度正確に環境報告書に反映されているかは、十分に吟味されないことがある。

以上より、環境報告書に記載された評価・勧告の結果の位置付けについて、社会的な合意を図っていく必要がある。

表2 第三者レビューの課題

第三者レビューの種類	「審査」タイプの第三者レビュー	「評価・勧告」タイプの第三者レビュー
第三者レビューの基準	社会的に合意された手続や基準がない	社会的に合意された手続や基準の策定は困難
第三者レビュー実施者の知識・能力	特に定まっていない	特に定まっていない
環境報告書に係る利害関係者と実際の第三者レビューとの期待ギャップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限定された範囲を審査対象としているにもかかわらず、環境報告書の全体を審査していると誤解される ・ 基準に則った、情報の正確性や記載項目の網羅性を審査しているにもかかわらず、環境報告書全体の妥当性やあらゆる環境問題に対応した包括性を審査していると誤解される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限定された範囲を第三者レビューの対象としているにもかかわらず、報告書の全体を第三者レビューしていると誤解される ・ 第三者レビュー実施者の主観的判断で第三者レビューされているにもかかわらず、客観的な判断を行っているとは誤解される
環境報告書に係る利害関係者の立場からわかりにくい点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査対象範囲、審査内容がわかりにくい ・ 様々な環境問題に照らして、事業者の取組の妥当性が理解されにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象範囲、手続が、わかりにくい ・ 判断基準が不明であり、事業者の取組をどの程度正確に反映しているか理解されにくい
第三者レビュー実施者の責任	責任範囲について、社会的な合意を図っていく必要がある	責任範囲について、社会的な合意を図っていく必要がある

3．比較可能性及び信頼性確保の方策としての第三者レビューのあり方

既に、環境報告書の第三者レビューが様々な形態で実施されている状況を踏まえると、第三者レビューの内容や結論に対する利害関係者の誤解を防ぎ、第三者レビューそのものの信頼性を確保していくためにも、一定の共通基盤の中で、その仕組みを構築していくことが必要である。

本報告書では第三者レビューの実施形態を、「審査」タイプと「評価・勧告」タイプの二種類に整理しているが、「評価・勧告」タイプはそもそも提出された情報が正確であることを前提とした上で、第三者が独自の判断で行う取組である。したがって、共通基盤としての比較可能性と信頼性を向上させていくためには、環境報告書の記載情報の正確性や作成の基準への準拠性を第三者レビューする「審査」タイプについて、事業者の自主的な参加を前提とした仕組みを整備していくことが望ましいと考えられる。

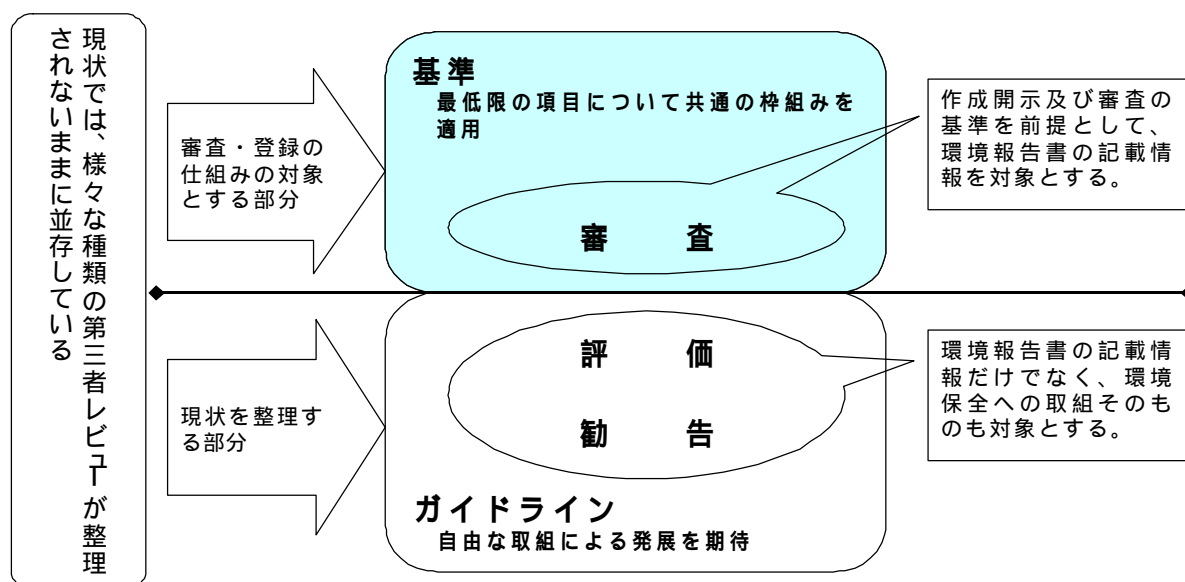
「審査」タイプの第三者レビューについては、一定の同質性が求められることから、今後、その仕組みを構築していくに当たって必要な要素となる第三者レビュー実施者の知識・能力、実施手続及び審査結果の報告等のあり方に関する基準案を検討する必要がある。

そのため「審査」タイプの第三者レビューに関し、環境報告書に記載すべき最低限の項目について共通の枠組みを整備し、環境報告書記載情報の正確性及び環境報告書

の作成の基準への準拠性を審査し登録する仕組みを構築することが有効である。

「評価・勧告」タイプの第三者レビューについては、その第三者レビューは経営者に対して行われる意味合いも強く、様々な手法により自由な発展がなされているものであるため、当面は、新たに構築する仕組みの対象とする必要はないと思われる。しかし、評価・勧告の結論を公表した場合に利害関係者の誤解を招かないような配慮が求められることから、現状を整理し、第三者レビュー結果の報告等のあり方に関するガイドラインを策定することが適当である。

図3 環境報告書の第三者レビューの全体イメージ



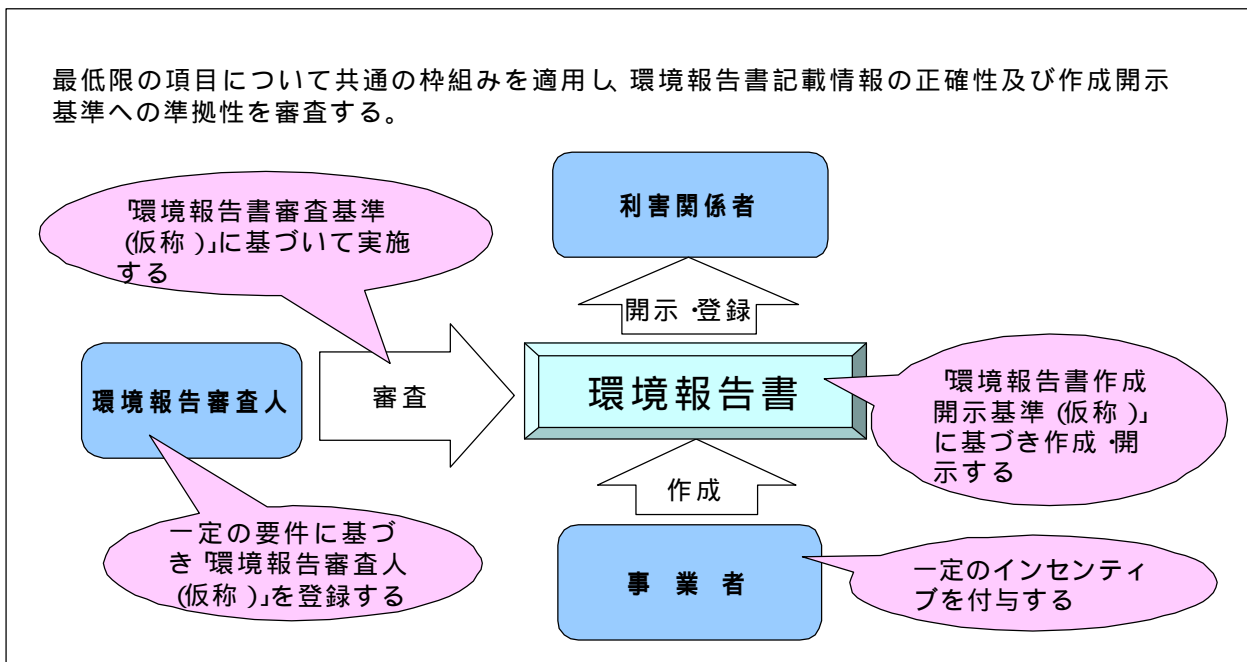
第3章 「審査」タイプの第三者レビューに係る仕組みの基本的枠組み

「審査」タイプの第三者レビューについては、前章で取りまとめたように事業者の自主的な参加を前提として、環境報告書に記載すべき最低限の項目について共通の枠組みを整備し、環境報告書記載情報の正確性及び作成開示基準への準拠性について、実行可能性にも考慮しつつ可能な限り厳密な審査を実施する仕組みを構築することが適当である。

この仕組みにおいては、事業者は「環境報告書作成開示基準」(仮称。以下同じ。)に基づき、自主的に環境報告書を作成し、これを民間非営利団体に登録された「環境報告審査人」(仮称。以下同じ。)が、「環境報告書審査基準」(仮称。以下同じ。)に基づいて審査を実施した上で、共通基盤に沿った環境報告書として民間非営利団体に登録することとなる。

また、この仕組みにおいては、登録される環境報告書にロゴマークの使用を認める等、その参加に当たっての何らかのインセンティブを付与することが望ましいと考えられる。ただし、ロゴマーク等の使用の検討に当たっては、利害関係者が、当該事業者の環境保全への取組そのものが優れていると誤解しないよう配慮することが必要である。

図4 審査・登録の仕組みの対象とする部分(「審査」タイプの第三者レビュー)



1．共通の基盤としての環境報告書作成開示基準

環境報告書の開示基準は、全ての事業者に通ずる最低限記載すべき情報の項目や範囲を明確にし、作成基準は環境パフォーマンス情報の測定方法等を明確にするものである。

記載すべき情報の項目は、事業者の環境経営の状況、環境負荷の状況の全体像が把握できる情報であり、例えば環境省の環境報告書ガイドライン⁶の項目を例に取れば「環境保全に関する目標、計画及び実績等の総括」、「環境に関する規制遵守の状況」及び「環境負荷の低減に向けた取組の状況」等が考えられる。

環境パフォーマンス情報の測定方法とは、例えば二酸化炭素排出量の測定、算出方法等が該当する。

このような環境報告書の作成開示基準は、事業者にとっては環境報告書を作成する際の基準、環境報告書の利害関係者にとっては環境報告書を理解するための基準、環境報告審査人にとっては環境報告書を審査する際の判断基準となるものであり、併せて審査の同質性の前提となるものでもある。

環境省では、環境保全への取組に係る事業者内部における評価・意思決定に資する情報を提供すること、利害関係者が、事業者の環境保全への取組を評価するにあたり、事業活動を適正に理解するための事業者との共通の情報基盤を提供すること等を目的として、環境パフォーマンス指標のあり方に関する検討を進めており、環境報告書作成開示基準を策定する際には、この検討結果（事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002 年度版 - ）が一つの基盤になると考えられる。

2．共通の基盤としての環境報告書審査基準

環境報告書審査基準は、環境報告書の作成者である事業者にとっては、審査を受ける際の基準、利害関係者にとっては審査の内容を理解するための基準、環境報告審査人にとっては環境報告書を審査する際の基準となるものである。

ここで正確性の「審査」とは、環境報告書に記載された情報のうち、審査対象事項が適切な手続で収集・集計され、間違いのないものであるか否かを審査することであり、作成開示基準準拠性の「審査」とは、環境報告書が環境報告書作成開示基準の項目を満たして作成されているか否かを審査することを想定している。

このための環境報告書審査基準としては、環境報告審査人の要件等に関する一般基

⁶ 環境報告書ガイドライン 2000 年度版については<http://www.env.go.jp/policy/report/h12-02/>を参照。

準、審査手続に関する実施基準、審査の結論の表明に関する報告基準の三つの基準が必要と考えられる。これらの基準案の具体的なイメージは別添 1 に示した。

(1) 一般基準案の主な項目

- ・ 環境報告書審査（仮称。以下同じ。）は、適切な専門的能力と実務経験を有する者が、環境報告書審査基準に準拠して行うこと。
- ・ 審査は、事業者が責任をもって作成・公表する環境報告書について、環境報告審査人が環境報告書に係る利害関係者のために、審査基準に照らした審査手続を実施し、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成開示基準準拠性に関する結論を表明するものであること。
- ・ 環境報告審査人が行うべき審査の質の管理、審査人に関するその独立性、正当な注意義務及び守秘義務の必要性に関すること。

(2) 実施基準案の主な項目

- ・ 環境報告審査人は、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成開示基準準拠性に関する結論を表明するために、十分かつ適切な根拠資料を入手しなければならないこと。
- ・ 環境報告審査人が行うべき環境報告書審査計画の策定、リスク評価、実施手続、記録の維持等に関すること。

(3) 報告基準案の主な項目

- ・ 環境報告審査人は、環境報告書審査報告書（仮称。以下同じ。）において、実施した審査手続の概要並びに環境報告書の審査対象事項の正確性及び作成開示基準準拠性についての結論を明瞭に記載しなければならないこと。
- ・ 環境報告審査人が作成する審査報告書の記載事項に関すること。
- ・ 環境報告審査人が十分な審査が実施できない場合の審査結果報告に関すること。

3. 第三者レビュー実施者に必要な知識・能力等

「審査」タイプの環境報告書の第三者レビューを実施する環境報告審査人は、以下のような知識、及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実務経験等が必要と考えられる。

環境報告書の記載事項に関する以下の知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実務経験

- ・ 環境報告書作成開示基準

- ・ GRI ガイドライン等の世界的な報告書作成開示指針とその動向(環境報告書が
発展途上である事情から)
事業経営に関する以下の知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力
と実務経験
- ・ 環境マネジメントシステム (環境情報システムを含む)
- ・ 事業経営及びガバナンス全般
- ・ 事業活動の業種、業態の特性
環境に関する以下の知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実
務経験
 - ・ 環境問題全般
 - ・ 環境関連規制等
 - ・ 環境保全活動の業種、業態の特性
監査に関する以下の知識及び能力
 - ・ 内部統制組織の理解
 - ・ 一定の根拠資料から結論を導くプロセスに対する理解

4 . 環境報告審査人の登録に対する考え方

環境報告審査人には、環境報告書の記載事項、環境問題全般等に関する知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実務経験が必要であるが、このような環境報告審査人に必要な要件を全て満たす既存の資格は存在しない。

現状の第三者レビューにおいては、適当な知識・能力を有している者を事業者が独自に判断して契約しており、環境報告書に係る利害関係者は、環境報告書審査を実施する主体の知識・能力に関する十分な情報や、結論の意味を適切に理解するための情報等を入手することが困難である。このため、現状のままでは、結果的に環境報告書審査の同質性が保てず、仕組み自体の信頼性が揺らぐおそれがある。

以上のことから、上述した要件を満たす者を環境報告審査人として選抜の上、新たに民間非営利団体等において登録し、管理していくことが、有力な手法と考えられる。

第4章 「評価・勧告」タイプの第三者レビューのあり方

「評価・勧告」タイプの第三者レビューについては、「審査」タイプの第三者レビューとは異なり、第2章で取りまとめたように、その第三者レビューは経営者に対して行われる意味合いが強く、様々な手法により自由な発展がなされているものである。

このため、その実施手続及び第三者レビュー実施者の知識・能力等に関する基準を作成する必要性は現時点では少ないと考えられるものの、評価・勧告の結論を公表した場合に利害関係者の誤解を招かないような配慮が求められる。

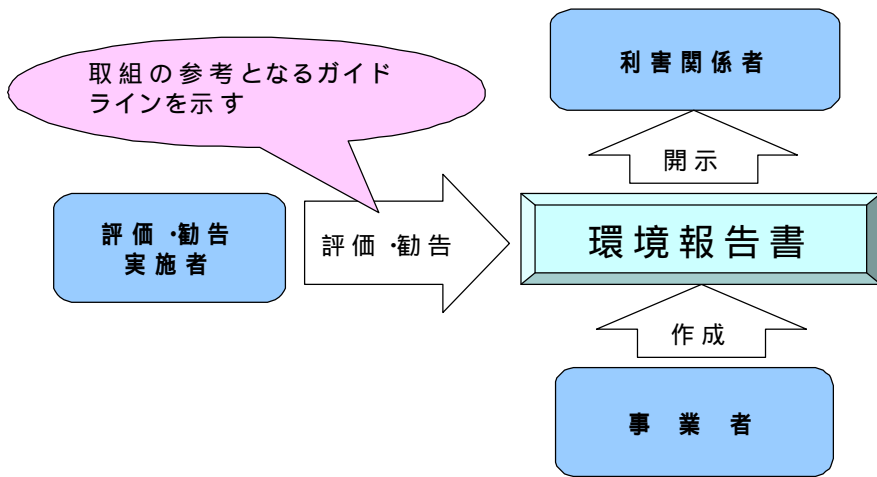
また、「評価・勧告」タイプの第三者レビュー実施者に必要な知識・能力等は第三者レビューを受けようとする各事業者等が各自の判断基準で様々な専門分野から自由に選択するものである。

こうした観点から、「評価・勧告」タイプの第三者レビューの今後の自由な発展を阻害しないことに留意しつつ、利害関係者が公表された評価・勧告の結論を誤解することがなく、その健全な発展を促進することを目的に、第三者レビュー結果の報告等のあり方に関するガイドライン案の主な項目を以下のように取りまとめた。ガイドライン案の具体的なイメージは別添2に示した。

- ・ 環境報告書の第三者レビューは、一定の知識と経験を有する者（以下、評価・勧告実施者。）が行うことが望ましいこと。
- ・ ガイドラインは、事業者の発行する環境報告書に様々なタイプの第三者レビューが存在する現状を踏まえ、環境報告書に係る利害関係者が第三者レビュー意見を誤解なく理解するための一助となるように配慮すべき事項を示したものである。したがって、第三者によるレビューの自由な実施を妨げるものではないが、実施に当たってはガイドラインに沿った配慮がなされることが望ましいこと。
- ・ 評価・勧告実施者の立場、正当な注意義務及び守秘義務の必要性に関すること。
- ・ 第三者レビュー報告書の記載事項に関すること。

図5 現状を整理する部分（「評価・勧告」タイプの第三者レビュー）

自由な取組による発展を期待し、環境保全上の必要性に照らした記載情報の妥当性及び取組レベルの適切性など、あらゆる項目を対象とする。



第5章 今後に向けて

1. 今後の課題

本仕組みによる環境報告書審査登録の実施のために残された課題を抽出し、整理した。これらの課題については、今後さらなる検討を行っていくことが必要である。

(1) 仕組み全体に係る課題

ア 実務運営のあり方

本仕組みに関する環境報告審査人の登録、環境報告書審査の管理や審査を受けた環境報告書の登録等の管理運営を行うための組織のあり方

イ 仕組みの透明性の確保

環境報告審査人の審査業務に関連して審査概要書を公表するなど、仕組みの透明性を高める方策

ウ 国際的動向との整合性の確保

GRI や国際会計士連盟 (IFAC) など環境報告書等の審査に関連する国際的動向との調和化

エ 審査・登録制度参加へのインセンティブの確保

登録された環境報告書へのロゴマークの使用等、審査・登録制度への参加を促進するための方策

(2) 環境報告審査人に係る課題

ア 環境報告審査人の知識・能力の維持

研修制度や更新試験など、環境報告審査人の知識・能力を維持向上するための方策

イ 環境報告審査人の経験の蓄積

環境報告審査人の実務経験の蓄積を促すための方策

ウ 環境報告審査人の倫理基準の策定

回避されるべき環境報告審査人と審査対象となる事業者との利害関係のあり方

(3) 環境報告書審査のあり方に係る課題

ア 大規模事業者等に対応した審査のあり方

多角化や多国籍化を含む事業規模の拡大に対して、組織的な審査のあり方を含めた対応策

- 環境報告審査人により設立された組織自体を審査機関として登録する必要性
- イ 環境報告書審査の質の確保
 - 組織的に個別の環境報告書審査を行うに当たっての環境報告審査人組織に必要な内部審議機能
 - 他の環境報告審査人等による相互評価（ピアレビュー）など、環境報告書審査全体の信頼性を確保するための方策
- ウ 虚偽記載に係る事業者及び環境報告審査人の責任
 - 自主的な登録の仕組みである環境報告書に重要な虚偽記載が発見された場合の事業者の責任と環境報告審査人の責任のあり方

（４）基準に係る課題

- ア 環境報告書のバウンダリーの取扱
 - 環境報告書で対象とされるバウンダリー（境界）の相違によって記載情報の意義が全く異なることに対する誤解防止策
- イ 基準の統一的解釈の確保
 - 審査基準や作成開示基準の解釈の違いを極力減らすために、用語の定義を明確化するために、統一的解釈指針の必要性

２．今後の進め方について

環境報告書は、持続可能な循環型社会構築に向けての有力なツールであり、より一層の普及を図ることと、比較可能性と信頼性を確保することが求められている。

政府においては、循環型社会形成推進基本法の規定に基づき平成 15 年 3 月 14 日に閣議決定した「循環型社会形成推進基本計画」⁷の中で、上場企業の約 50% 及び非上場事業者の約 30% が環境報告書を公表し、環境会計を実施するようになることを目標として掲げている。

本報告書で提案した環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みは、国際的にも進んだ取組であり、上記目標を達成するためにも、次年度以降、前節で取りまとめた課題について、優先順位をつけて検討の上、課題の解決に向けた取組に着手することが必要である。まず、共通基盤の整備に必要不可欠な環境報告書作成開示基準と環境報告書審査基準を策定し、さらに、可能であればパイロット事業を実施してその実行可能性を検証することが望まれる。また、世界に向けて積極的に情報を発信し、国際的な評価を得られるようアピールしていくことも望まれる。

⁷ 循環型社会形成推進基本計画については <http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/index.html> を参照。
環境報告書等の数値目標は同計画の第 3 章 第 2 節 3 循環型社会ビジネスの推進を参照。

平成 13 年度報告書で整理された第三者レビュー以外の普及促進策についても必要な取組を進めるとともに、本報告書で取りまとめた比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組み - 環境報告書の「審査」タイプ第三者レビューの仕組み - の構築を可能な限り早期に、当面は平成 16 年度を目途に進めていくことを期待するところである。

さらに、「評価・勧告」タイプについても、利害関係者が公表された評価・勧告の結論を誤解しないように、第三者レビュー結果の報告等のあり方に関するガイドラインの策定について検討を開始することが期待される。

なお、持続可能な社会の構築に向けては、環境問題の根本にある社会のあり方そのものを転換していくことが不可欠であり、そのような転換を図っていくためには、経済的側面、社会的側面、及び環境の側面という社会経済活動の各側面を統合的にとらえる「統合的アプローチ」⁸が必要となっている。従って、環境報告書を将来的には社会的側面や経済的側面をも含めた持続可能性報告書へと発展させていくための検討を行うことが望まれる。

以上

⁸ 「統合的アプローチ」については環境基本計画第 2 部第 2 節 1 (1) 社会の諸側面を踏まえた環境政策 (http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/new/02.html) を参照。

別添 1

環境報告書¹ 審査² 基準 (案)³

一般基準

1. 環境報告審査人
環境報告書審査は、適切な専門的能力と実務経験を有する者（以下、環境報告審査人⁴）が、本環境報告書審査基準に準拠して行わなければならない。
2. 環境報告書審査の意義
環境報告書審査は、事業者が責任をもって作成・公表する環境報告書について、環境報告審査人が環境報告書に係る利害関係者のために、審査基準に照らした審査手続を実施し、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成開示基準準拠性に関する結論を表明するものである。
3. 審査の質
環境報告審査人は、適切な審査の質の管理⁵を行わなければならない。
4. 独立性
環境報告審査人は、審査実施にあたり、常に公正不偏の態度を保持し、何事にも束縛されず自由に結論を表明する立場を堅持しなければならない。⁶
5. 正当な注意義務
環境報告審査人は、専門家として通常払うべき注意をもって審査を実施しなければならない。
6. 守秘義務
環境報告審査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく漏洩し又は盗用してはならない。

実施基準

- 1 . 十分かつ適切な根拠資料
環境報告審査人は、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成開示基準準拠性に関する結論を表明するために、十分かつ適切な根拠資料を入手しなければならない。
- 2 . 審査計画
環境報告審査人は、環境報告書審査を効果的かつ効率的に実施するために環境報告書審査計画を策定しなければならない。
- 3 . リスク評価
環境報告審査人は、環境報告書審査対象事項に重要な虚偽記載がもたらされる可能性に関するリスク評価を行い、その結果を環境報告書審査計画に反映し、これに基づき環境報告書審査を実施しなければならない。
- 4 . 実施手続
環境報告審査人が、十分かつ合理的な環境報告書審査根拠資料を入手するに当たっては、必要な調査により組織の内部統制リスク等を評価するための評価手続を実施の上、環境報告書審査上のリスク⁷を総合的に評価し、環境報告書審査対象事項の審査要点の直接的な立証のために実証手続を実施しなければならない。
- 5 . 記録の維持
環境報告審査人は、環境報告書審査計画及びこれに基づき実施した環境報告書審査手続の内容並びに判断の過程及び結果についての記録⁸を維持しなければならない。
- 6 . 他の専門家による業務結果の利用
環境報告審査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家の能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が環境報告書審査の根拠として適切であるかを検討しなければならない。

報告基準

1. 審査報告の内容

環境報告審査人は、環境報告書審査報告書において、実施した審査手続の概要及び環境報告書の審査対象事項の正確性及び作成開示基準準拠性についての結論を明瞭に記載しなければならない。

2. 審査報告書記載事項

環境報告書審査報告書には、表題⁹、あて先、審査の目的¹⁰、審査対象及び対象期間¹¹、事業者及び環境報告審査人の責任¹²、審査の実施手続¹³、結論、その他の記載事項¹⁴、日付、環境報告審査人の名称¹⁵を記載しなければならない。

3. 結論表明の差し控え

環境報告審査人は、環境報告書審査範囲の制約により、環境報告書審査対象事項に対する結論表明のために、十分かつ適切な根拠資料を入手することができなかつたときには、結論を表明してはならない。この場合には、環境報告書審査対象事項に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。

-
- ¹ 将来、持続可能性報告書について検討することが望まれるが、当面は「環境報告書」の用語を用いる。なお、既に発行されている持続可能性報告書や社会環境報告書などについても本仕組みの対象と考える。
- ² 「審査」とは、環境報告書審査対象事項の作成開示基準準拠性とその正確性についての審査を行うことである。作成開示基準準拠性とは、環境報告書が環境報告書作成基準の項目を満たして作成されているか否かを審査することであり、その正確性とは、環境報告書に記載された情報のうち、審査対象事項が適切な手続で収集・集計され、間違いのないものであるか否かを審査することである。
また、当面、審査対象事項とした項目の正確性や作成開示基準準拠性を審査することとするが、例えば、環境保全に関する目標・計画の達成可能性などについても、社会からの要請や実務の成熟を勘案しながら、必要に応じて対象の見直しを行うことが望ましい。
- ³ 本基準案で用いられている名称は、全て仮称である。
- ⁴ 新たに環境報告審査人を登録する場合には、環境報告審査人に必要な知識、専門的能力及び実務経験に関する試験等を実施する場合、当該項目に関する資格保持者には、その試験を免除する、活動経歴を確認する等によって、既存の資格を有効活用することが考えられる。
- ⁵ 審査の質の管理には、業務実施過程、結論の表明のための必要なチェック、複数の環境報告審査人（登録した環境報告審査人の他、登録していない審査業務従事者でチームを編成する）で審査する場合の、審査業務従事者の適格性を確保し、適切な指示、指導及び監督を行うこと等が含まれる。
- ⁶ 「公正不偏の態度」とは、経済的独立性及び精神的独立性をいう。「何事にも束縛されず自由に意見を表明する立場」とは、審査の実施にあたり事業者から必要な根拠資料が障害なく提供されるとともに、自由に審査結果を述べることができ、審査対象となる事業者により結果の修正がなされることはないことをいう。
- ⁷ 審査上のリスクの総合的な評価とは、環境報告書審査対象事項の性質に起因するリスク、事業者の内部統制に関するリスク、審査手続上のリスクをそれぞれ勘案し、統合されたリスクを評価することをいう。
- ⁸ 維持すべき記録としては、環境報告書審査計画書、環境報告書の個別の審査対象事項に対する結論が記載された環境報告書審査調書、環境報告書審査の実施過程における指摘事項及びそのフォローアップ調書、環境報告書の記載事項に対する総合的な意見形成に関する調書、環境報告審査人の総合意見に対する審査調書、環境報告書審査チームの構成に関する評価調書、その他環境報告書審査の実施過程で入手した重要な資料、などがある。
- ⁹ 環境報告書に関する審査報告書であることを明瞭に記載する。
- ¹⁰ 審査の目的には、環境報告書に係る利害関係者のために、当該環境報告書の審査対象事項の記載情報の正確性、環境報告書作成開示基準への準拠性の審査である旨を記載する。現時点では、社会的に合意された環境報告書作成開示基準はない。
- ¹¹ 審査対象には、環境報告書のうち具体的に対象とした事項及び対象期間を記載する。
- ¹² 事業者が環境報告書の作成についての責任を有している旨及び環境報告審査人の責任は環境報告書審査報告書について表明した自己の結論にある旨を記載する。
- ¹³ 本審査基準に準拠して審査を実施した旨及び実施した審査手続の概要を記載する。
- ¹⁴ 例えば、審査結果によって環境報告書の記載内容全ての信頼性が担保されるわけではないこと、環境報告審査人と審査対象となる環境報告書の作成者たる事業者との利害関係の有無及びその内容、結論を導くために用いた判断基準の有無及びその内容、その他結論の表明に加えて特に説明が必要と認められる事項、などの記載が想定される。
- ¹⁵ 環境報告審査人が組織の場合には、組織の名称と代表者氏名を記載する。

別添 2

「評価・勧告」タイプの第三者レビュー¹ガイドライン²（案）³

1. 評価・勧告実施者
環境報告書の第三者によるレビューは、一定の知識と経験を有する者（以下、評価・勧告実施者）が行うことが望ましい。
2. 評価・勧告実施者の立場
実施者は、レビュー実施にあたり、何事にも束縛されず自由に意見を表明する立場を堅持すべきである。⁴
3. 正当な注意義務
評価・勧告実施者は、専門家として通常払うべき注意をもってレビューを実施すべきである。
4. 守秘義務
評価・勧告実施者は、業務上知り得た事項を正当な理由なく漏洩し又は盗用してはならない。
5. 意見報告
評価・勧告実施者は、自らの立場を明確にし、レビューの結果としての意見を明瞭に記載することが望ましい。
6. レビュー報告書記載事項
レビュー報告書⁵には、表題⁶、あて先、レビュー対象事項及び対象期間⁷、レビュー手続の概要⁸、意見⁹、その他の記載事項¹⁰、日付、評価・勧告実施者の名称¹¹を記載しなければならない。¹²

¹ 本ガイドラインにおける第三者によるレビューとは、環境報告書の作成者たる事業者以外の主体（第三者）が環境報告書の記載事項や取組内容についての意見を表明し、環境報告書上に記載することをいう。

² 本ガイドラインは、事業者の発行する環境報告書に様々なタイプの第三者レビューが存在する現状を踏まえ、環境報告書に係る利害関係者が第三者によるレビュー意見を誤解なく理解するための一助となるように、配慮すべき事項を示したものである。したがって、第三者によるレビューの自由な実施を妨げるものではないが、実施に当たっては本ガイドラインに沿った配慮がなされることが望ましい。

³ 本ガイドライン案で用いられている名称は、全て仮称である。

⁴ 「何事にも束縛されず自由に意見を表明する立場」とは、レビューの実施にあたり事業者から必要な根拠資料が障害なく提供されるとともに、自由にレビュー結果を述べることができ、レビュー対象となる環境報告書の作成者たる事業者により結果の修正がなされることはないことをいう。

⁵ 本ガイドラインにおけるレビュー報告書とは、第三者によるレビューの結果が、環境報告書の作成者たる事業者以外の主体（第三者）の意見として記載されるものをいう。

⁶ 第三者の意見であることが、明瞭に区別できるように記載することが望ましい。

⁷ レビュー対象には、環境報告書や事業者の環境保全への取組のうち、具体的にレビューの対象とした事項及び対象期間を記載することが望ましい。

⁸ レビューの実施に当たっては、評価・勧告実施者の独自の知識や能力によっているため、実施したレビュー手続概要を記載することが望ましい。

⁹ 意見表明に当たっては、評価・勧告実施者の独自の知識や能力によっているため、判断の根拠を記載することが望ましい。

¹⁰ その他の記載事項としては、正確性そのものをレビューしているのではない旨（データの正確性をレビューしていない場合）、評価・勧告実施者と環境報告書の作成者たる事業者との利害関係の状況、評価・勧告実施者が認識している責任の内容、意見形成にかかる根拠資料及び詳細な報告内容のうち重要な部分、事業者の取組に対する具体的な改善勧告、などが想定される。

¹¹ 評価・勧告実施者が組織の場合には、組織の名称と代表者氏名を記載する。

¹² 環境報告書の作成者たる事業者が、第三者レビューの結果としての意見を環境報告書に記載する場合には、次の事項について留意することが必要である。

- ・当該評価・勧告実施者を選択した考え方

 - 評価・勧告実施者の知識・能力等はレビューを受けようとする各事業者が各自の判断基準で様々な専門分野から自由に選択するものであるため、結果としての意見を理解するために明記することが望ましい。

- ・レビューに当たって提示された条件

 - レビュー実施にあたり、評価・勧告実施者に制限を課した場合には、データの提供範囲などを記載することが望ましい。

- ・意見の修正

 - 評価・勧告実施者の提出した意見を修正して掲載する場合には、主な修正内容や全文を入手する方法など記載することが望ましい。

- ・意見に対する対応方針

 - 過去の改善勧告に対する取組状況や新たな改善勧告に対する今後の対応方針などを記載することが望ましい。

資料1 環境報告書の普及に向けた課題と基本政策

課題	既に実施、及び実施中の施策	今後、検討、実施する施策
環境報告書作成の容易性を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・ セミナー、シンポジウムの開催 ・ 環境報告書ネットワークの支援 ・ 環境パートナーシッププラザでの環境報告書の展示 ・ セミナー、シンポジウムの地方開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方の環境プラザにおける環境報告書の展示及びそのための支援策 ・ 地方公共団体との共同による環境報告書モデル事業の実施 ・ 環境報告書ガイドラインの改訂
環境報告書作成へのインセンティブを高める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良な環境報告書の表彰 ・ 政府のグリーン購入に際して環境報告書の公表事業者の優先配慮 ・ 金融機関、投資家等の啓蒙、情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコマーク認定における条件化 ・ 取組事業者への経済的支援 ・ 優良な環境報告書の認定 ・ 優良な取組を行い、環境報告書を公表する事業者の認定
環境報告書作成と環境保全への取組に対する社会からの適正な評価を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載内容が比較可能なデータベースの作成、公表 ・ 環境パフォーマンス指標ガイドラインの策定及びパイロット事業の実施 ・ 記載内容が比較可能なデータベースの拡充 ・ 環境パフォーマンス指標の改訂（集計方法の共通化、項目の体系化含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境報告書の全作成事業者のリストの公開 ・ 一定の要件を満たす環境報告書の審査登録 ・ 一定の要件を満たす環境報告書公表の制度化 ・ 他の企業情報開示制度への環境情報開示項目の追加による制度化
環境報告書の比較可能性と信頼性を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者レビューの状況についての調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者レビューガイドラインの作成 ・ 環境報告審査人（仮称）の創設 ・ 虚偽記載への対応の検討
中小事業者の取組の普及促進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境活動評価プログラム（エコアクション21）の策定 ・ 優良な環境行動計画の表彰 ・ 全国でのセミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境活動評価プログラム（エコアクション21）の改訂 ・ 一定の要件を満たす環境行動計画の認証

資料2 諸外国の環境情報開示に関する法規制等の状況

1. 欧米諸国での法規制の状況

(1) オランダ

1997年に改正された環境管理法¹により、環境への負荷の大きい特定の施設を有する事業所約300に対して、行政機関提出用と一般公表用の二種類の環境報告書を作成し、行政機関に提出することと、公表することを義務付けている。環境報告書を行政機関に提出する前に、独立した専門家による監査を受けなければならないという規定が条文にあるが、現時点では、この条文は施行されていない。

環境報告書の記載項目は、事業所の概要、事業所が引き起こした環境に有害な結果、事業所が環境保全のために実施した対策、大気・排水・土壌等への排出物、資源使用量、廃棄物量等である(環境パフォーマンスデータについては、実績値と目標値の両方を記載)。

(2) デンマーク

1995年に制定された環境計算書法²により、環境保護法で許認可を受ける必要がある約1,200の事業所に対して、環境報告書を作成し、行政機関に提出後、公表することを義務付けている。環境報告書の記載項目は、事業所の概要、環境関連の許認可の状況、及び環境パフォーマンスの状況等である。

(3) フランス

2001年5月に成立した新経済規制法³において、フランスの全上場企業は、2003年以降の年次財務報告書に、企業活動の社会的・環境的影響に関する情報データを作成し、公表することが義務付けられている。社会的報告の記載項目は、労働・雇用、報酬、機会均等、教育訓練、安全・衛生、地域貢献などであり、環境的報告の記載項目は、著しい環境側面の特定、天然資源や再生可能なエネルギーの使用状況、大気・水質土壌汚染状況等である。

¹ 環境管理法 (the Environmental Management Act) については<http://www.eel.nl/Countries/NL/indxema.htm>を参照。

² 環境計算書法 (the Green Accounts Act) については<http://www.google.co.jp/search?q=cache:jUzxiI3FqBMC:www.mst.dk/rules/Acts%2520in%2520force/Products%2520and%2520Technology/04040100.doc+Act+No.403,+1995++denmark&hl=ja&ie=UTF-8>を参照。

³ 新経済規制法 (NOUVELLES REGULATIONS ECONOMIQUES) についてはhttp://www.e-bretagne.com/index_fichiers/docu/juridique/nre.pdfを参照。

(4) ノルウェー

会計法⁴により、年次報告書での環境情報の開示を義務付けている。記載内容は、環境パフォーマンスの状況、環境保全対策の内容、及び製品関連の取組の内容等である。

(5) スウェーデン

会計法⁵により、年次報告書での環境情報の開示を義務付けている。記載内容は、環境パフォーマンスの状況、環境保全対策の内容、及び法規制遵守の内容等である。

(6) イギリス

2002年に、企業に対して事業活動が環境や社会に与える影響の報告を義務付ける規定を含む「企業社会的責任法案」が議員提案により議会下院に提出されたが、議会の支持が得られずに廃案となった。しかし、この法案の支持者が会社法の見直しに関する諮問委員会のメンバーに選任されたことから、法案の趣旨が今後の会社法改正に盛り込まれる見通しとなった。⁶

(7) アメリカ

2002年7月に成立した企業改革法⁷では、年次報告書において株式を公開する全ての事業者を対象に、事業業績に重大な影響を及ぼす可能性のある環境問題等への対応を含む事項を記述すること、虚偽記載に対する企業経営者への罰則の強化などが規定されている。

(8) カナダ

事業者が自主的に、企業活動に伴う社会的・環境的影響などを報告しているが、それを自主的なものから義務化する動きがあり、2000年に制定された金融業務改革法⁸では慈善寄付、地域の経済発展への貢献、及び従業員によるボランティア活動などの状況を年次報告に記載することを、認定を受けている全ての

⁴ 会計法 (Amendment to the Accounting Act) については<http://www.lovdata.no/all/nl-19980717-056.html>を参照。

⁵ 会計法 (Law of Accounts) については<http://www.notisum.se/rnp/SLS/lag/19951554.htm>を参照。

⁶ 本項の内容については、Ethical Investor の2003年1月8日号のニュースに掲載された情報 http://www.ethicalinvestor.com.au/news/story.asp?Story_ID=617 を参照。

⁷ 企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002) については<http://www.riahome.com/newlaw/fulltext.pdf>を参照。

⁸ 金融業務改革法 (Financial Services Reform Act) に関する本項は以下のインターネット上に掲載された情報に基づくものである。 <http://www.conferenceboard.ca/documents/comparing-csr.05.02.pdf>

金融機関に義務付けている。

2. その他の状況

(1) 欧州連合における環境関連情報開示

欧州連合（EU）では、2001年の欧州委員会勧告「年次会計報告での環境関連情報開示」⁹において、加盟各国に、事業者の年次会計報告や年次報告書における環境関連事項の認識、測定及び情報開示に関する勧告に基づき、実施した施策について欧州委員会に報告することを求めている。

(2) 欧州連合における社会的責任における基本方針

欧州委員会は2001年7月に「事業者の社会的責任のための欧州における枠組みの構築」¹⁰と題するグリーンペーパーを発行した。これは、EUの加盟国間で統一されていない事業者の社会的責任（CSR）に関する考え方を統一するためのもので、1年後の2002年7月には「CSR政策に関する欧州委員会報告」¹¹を発表し、あらゆるEU政策にCSRを組込むことを表明するとともに、CSRに関する情報公開や監査などの課題に関する基本方針を示している。

(3) 欧州連合における環境管理監査スキーム

EUでは、1993年制定のEU規則（EEC No 1836/93）¹²に基づき、1995年からEU領域内の事業場等を対象に「環境管理監査スキーム（EMAS）」を実施している。これは事業者が、環境パフォーマンスデータを含む環境声明書を作成し、公認環境検証人による検証を経て公表する制度である（2002年11月末現在参加：3,801事業所）。EMAS制度に参加し、公認環境検証人の検証を受けた事業者は、EMASのロゴマークを事業所及び環境声明書に掲示することができる。

(4) 欧米における持続可能性報告書

欧米においては、企業の社会的責任について「環境・経済・社会」の3つの分野における取組の成果（トリプルボトムライン）が重要視されつつあり、事

⁹ 「年次会計報告での環境関連情報開示」については
http://europa.eu.int/eur-lex/en/archive/2001/l_15620010613en.htmlを参照。

¹⁰ 「事業者の社会的責任のための欧州における枠組みの構築（Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility）」についてはhttp://europa.eu.int/comm/employment_social/soc-dial/csr/greenpaper.htmを参照。

¹¹ 「CSR政策に関する欧州委員会報告」については
http://europa.eu.int/comm/employment_social/soc-dial/csr/csr_index.htmを参照。

¹² EU規則（EEC No 1836/93）については
http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexapi!prod!CELEXnumdoc&lg=en&numdoc=31993R1836&model=guichettを参照。

業者は環境面だけでなく社会・経済的側面をも含めた「持続可能性報告書」を作成・公表する事例が増えつつある。このことに関して環境報告書に関する国際的なネットワーク組織である GRI では「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」を策定・公表している。

表 1 諸外国等の作成開示基準等の事例

	コア指標 (9項目) 注									その他の項目							
	インプット			アウトプット						富栄養化	悪臭	騒音	振動	土壌 (保全)	ばい塵	環境管理	生物多様性
	総エネルギー投入量	総物質投入量	水資源投入量	温室効果ガス排出量	化学物質排出量・移動量	総製品生産量 又は総製品販売量	廃棄物等総排出量	廃棄物最終処分量	総排水量								
オランダ																	
デンマーク																	
フランス																	
ノルウェー																	
スウェーデン																	
GRI																	

注：コア指標は、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002 年度版 - 」による。

さらに、環境報告書等による環境情報の開示を法律等により義務化している国における作成開示基準等の事例の詳細を表 2 及び表 3 に取りまとめた。

表2 諸外国等の作成開示基準等の事例

<p>1. オランダ 環境管理法 環境報告法令 (1999年)</p>	<p>事業所が引き起こした環境に有害な結果 事業所が環境保全のために施した技術的、組織的、管理的手段及び対策 上記に関する次年度の合理的な予測情報 事業所名、事業所のSBIコード、環境担当役員名、そして下記の環境パフォーマンスに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動（オゾン層破壊物質・温室効果ガスの空中放出、エネルギー使用と効率） ・ 酸性化（酸化物質の空中放出） ・ 空中への拡散（規制物質・殺虫剤・届出義務物質の空中放出） ・ 地表水への拡散（水質規制物質・殺虫剤・届出義務物質の直接的・間接的放出） ・ 富栄養化（排水への窒素・リンの直接的・間接的放出） ・ 排出（廃棄物の排出、廃棄物の再使用量、事業所内での廃棄物の焼却・投棄、廃水処理） ・ 枯渇（水資源の使用、水資源に関するエコ・バランス） ・ 土壌保全（土壌に関する内部的なリスク分析、保全対策、実施した土壌調査及び浄化） ・ 騒音（実施した騒音防止対策） ・ 悪臭（実施した悪臭防止・削減対策） ・ 事業所外部の安全（実施した重大事故の防止対策及び成果） ・ 環境管理（EMS・資源管理・環境パフォーマンスの実績・次年度予測、環境監査・監査報告書、環境管理計画・エネルギー管理および削減計画、事故・障害・苦情等） ・ 環境関連の状況変化（環境負荷・環境管理に影響する事業所の組織変更・経済状態の変化） ・ 環境に関する許可（当該許可についての情報、許可条件の変更）
<p>2. デンマーク 環境計算書法 グリーン・アカウント (環境報告書) (1996年)</p>	<p>事業所名及び所在地 産業部門及び重要な副次的業務 監査・監督を担当する郡当局の名称 最も重要な環境に関する操業許可（法律）の内容 包括的許可を受けている場合にはその日付 主要業務及び重要な副次的業務に直接関連する重要な資源消費及び環境負荷パラメーターに関する短い定性的記述 基礎的事項（上記記載のもの）に関する経営者の説明 環境パフォーマンスに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産工程に投入された主要なエネルギー、水、原材料の消費量 ・ それらのうち製品及び廃棄物への転化量、大気・水域・土壌への放出量 ・ 生産により生成した汚染物質の種類・量 <p>環境報告書に対する監査が実施された場合は監査人の氏名及び所属、監査報告書を記載（但し監査は任意）</p>

<p>3 . フランス 商業会社法 商業会社法令 2002-221 (2002 年)</p>	<p>下記の環境パフォーマンスに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水資源の消費量 ・原材料とエネルギーの種類及びその消費量 ・再生可能エネルギー利用及びエネルギー効率の向上を図るための対策 ・土壌の状態 ・環境に著しい影響を及ぼし得る汚染物質（大気、水、土壌）の排出 ・環境省及び産業省の指示によって決定され得る騒音・悪臭公害と廃棄物の表 <p>生態系のバランスや自然環境、また保護下にある動植物（種）へ与える影響（ダメージ・被害） 最小限に抑える為の対策の内容 環境保護の観点からとられている評価或いは証明活動（業務）の内容 事業活動分野における法的要件に準拠する為の行動（活動）の内容 事業活動によって環境に与える影響を削減するために要した費用 事業者内部に環境管理問題やその問題に関する従業員への教育や情報伝達を担当する部署、 環境リスクの削減を専門に扱う対策方法、そして事業所外部に影響をもたらす公害・事故を取扱う組織 の有無 環境リスクのために割り当てられた対策と保証にかかった費用 （この情報が訴訟中の事業者に深刻な偏見を与え得る可能性がない場合において） 裁判所から下された命令の履行において会計年度中に支払った環境への損害に対する賠償金額と その環境回復のために施した対策の内容</p>
<p>4 . ノルウェー 会社法 年次報告書内 のディレクター 声明における 環境情報（1999 年）</p>	<p>運営報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に対し顕著な影響を与え得るような、活動を取り巻く状況、原材料や製品 ・環境影響、環境への悪影響を防ぐ為の計画あるいは取組の内容 ・事業者が設定した展望や目標、及び行政機関、顧客や納入業者の予測している環境面での限界 <p>環境パフォーマンスに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費エネルギー・原材料の種類と量 ・排出汚染物質、騒音、粉塵、振動の種類と量 ・事業より排出された、あるいは事業所に属する廃棄物の種類と量 ・事故の危険性 ・運輸に伴う環境負荷 <p>製品関連（材料や製品を製造している事業者が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品内の有害物質の種類と量 ・製品の使用后段階での廃棄物の種類と量 ・製品の使用后段階における環境負荷
<p>5 . スウェーデン 会計法 年次報告書内 における環境 情報（1999年）</p>	<p>製造過程から生じる栄養を含む、事業の外部環境への影響（水、大気への排出、音、廃棄物など） 影響が事業者の財務パフォーマンス或いは未来のパフォーマンスに直接或いは間接の影響を与えてい るかどうか 事業者が環境法に列挙されている理由、及び環境法に列挙される原因となっている活動への依存度 事業者は環境法のどの条項に該当するのか、翌年に更新或いは改正されなければならない主要な許可証 の有無</p>

<p>6. GRI ガイドライン Part C 報告書の内容</p> <p>コア指標とサブ指標とに分かれるが、コア指標についての概略のみを記載。経済的パフォーマンスと社会的パフォーマンスは参考例示。</p>	<p>ビジョンと戦略</p> <p>概要</p> <p>管理組織とマネジメントシステム</p> <p>GRIの目次・見出し</p> <p>パフォーマンス指標</p> <p>経済的パフォーマンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客：総売上 等 ・供給業者：全調達品の総コスト 等 ・従業員：給与と給付金総支払額の国ないし地域ごとの内訳 ・投資家：投資家への配当 等 ・公共部門：支払い税額 等 <p>環境パフォーマンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料：原材料の種類別総物質使用量 等 ・エネルギー：直接的、間接的エネルギー使用量 ・水：水の総使用量 ・生物多様性 ・排気、排水、廃棄物：温室効果ガス排出量、オゾン層破壊物質の使用量と排出量、廃棄物総量 等 ・製品とサービス：主な環境影響、使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比および再生利用率 等 ・法の遵守 <p>社会的パフォーマンス</p> <p>(労働実務と仕事の適切性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用：労働力の内訳 等 ・労働/労使関係 ・安全衛生 ・教育研修 ・多様性と機会：機会均等に関する方針やプログラム 等 <p>(人権)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方針とマネジメント：業務上の人権問題の方針 等 ・差別対策 ・組合結成と団体交渉の自由 ・児童労働 ・強制・義務労働 <p>(社会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会 ・贈収賄と汚職 ・政治献金 <p>(製品責任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客の安全衛生：顧客の安全衛生の保護に関する方針 等 ・製品とサービス：商品情報と品質表示に関する組織の方針 等 ・プライバシーの尊重
---	---

表2の環境パフォーマンスに関する情報を一覧表にして表3に取りまとめた。
 コア指標は、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002 年度版 - 」による。

表中の 印は、前述のコア指標と同様の項目を要求していることを示し、
 印はコア指標に類する項目を要求していることを示すものである。

表3 諸外国等の作成開示基準等における環境パフォーマンスに関する情報の比較

	コア指標 (9項目)								その他の項目								
	インプット			アウトプット					総排水量	富栄養化	悪臭	騒音	振動	土壌 (保全)	ばい塵	環境管理等	生物多様性
	総エネルギー投入量	総物質投入量	水資源投入量	温室効果ガス排出量	化学物質排出量・移動量	総製品生産量 又は総製品販売量	廃棄物等総排出量	廃棄物最終処分量									
オランダ																	
・気候変動 (オゾン層破壊物質・温室効果ガスの空中放出、エネルギー使用と効率)																	
・酸性化 (酸化物質の空中放出)																	
・空中への拡散 (規制物質・殺虫剤・届出義務物質の空中放出)																	
・地表水への拡散 (水質規制物質・殺虫剤・届出義務物質の直接的・間接的放出)																	
・富栄養化 (排水への窒素・リンの直接的・間接的放出)																	
・排出 (廃棄物の排出、廃棄物の再使用量、事業所内での廃棄物の焼却・投棄、廃水処理)																	
・枯渇 (水資源の使用、水資源に関するエコ・バランス)																	
・土壌保全 (土壌に関する内部的なリスク分析、保全対策、実施した土壌調査及び浄化)																	
・事業所外部の安全 (実施した重大事故の防止対策及び成果)																	
・環境管理 (EMS, 資源管理、エネルギー管理及び削減計画、事故・障害・苦情 等)																	
・騒音 (実施した騒音防止対策)																	
・悪臭 (実施した悪臭防止・削減対策)																	
デンマーク																	
・生産工程に投入された主要なエネルギー、水、原材料の消費量																	
・それらのうち製品及び廃棄物への転化量、大気・水域・土壌への放出量																	
・生産により生成した汚染物質の種類・量																	

	コア指標（9項目）							その他の項目								
	インプット			アウトプット				総排水量	富栄養化	悪臭	騒音	振動	土壌（保全）	ばい塵	環境管理等	生物多様性
	総エネルギー投入量	総物質投入量	水資源投入量	温室効果ガス排出量	化学物質排出量・移動量	総製品生産量 又は総製品販売量	廃棄物等総排出量									
フランス																
・水資源の消費量																
・原材料とエネルギーの種類およびその消費量																
・再生可能エネルギー利用およびエネルギー効率の向上を図るための対策																
・土壌の状態																
・環境に著しい影響を及ぼしうる汚染物質（大気、水、土壌）の排出																
・環境省及び産業省の指示によって決定されうる騒音・悪臭公害と廃棄物の表																
ノルウェー																
・消費エネルギー・原材料の種類と量																
・排出汚染物質、騒音、ほこり、振動の種類と量																
・事業より排出された、あるいは事業所に属する廃棄物の種類と量																
・製品内の有害物質の種類と量（材料や製品を製造している事業者が対象）																
・事故の危険性																
・運輸に伴う環境負荷																
スウェーデン																
・製造過程から生じる栄養を含む、事業の外部環境への影響（水、大気への排出、音、廃棄物など）																
GRI																
・原材料：原材料の種類別総物質使用量 等																
・エネルギー：直接的、間接的エネルギー使用量																
・水：水の総使用量																
・法の遵守																
・生物多様性																
・排気、排水、廃棄物：温室効果ガス排出量、オゾン層破壊物質の使用量と排出量、廃棄物総量 等																
・製品とサービス：使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比および再生利用率 等																

資料3 環境報告書の第三者レビュー等に関する状況

本検討会に参画している委員の所属企業及び第6回環境レポート大賞¹(環境報告書部門)の大賞、優秀賞を受賞した企業のうち、第三者レビューを行っている企業について、「審査」タイプと「評価・勧告」タイプに分類し、第三者意見書等を抜粋し、掲載した。

1. 「審査」タイプの第三者レビューの事例

	企業名	第三者レビューの名称
(1)	キリンビール株式会社	第三者検証報告書
(2)	コクヨ株式会社	第三者審査報告書
(3)	セイコーエプソン株式会社	第三者検証
(4)	大成建設株式会社	第三者検証意見書
(5)	大日本印刷株式会社	第三者審査報告書
(6)	東京ガス株式会社	第三者審査報告書
(7)	トヨタ自動車株式会社	第三者意見書
(8)	株式会社リコー	第三者検証報告書

(五十音順)

具体的な第三者レビューの内容については、各社のホームページ等照。各社の環境報告書のURLは次のとおり。

- (1) キリンビール：キリンビール環境報告書 2002年版 ~持続可能な社会を目指して~
<http://www.kirin.co.jp/active/env/envreport/index.html>
該当箇所：第三者検証報告書
- (2) コクヨ：コクヨ環境報告書 2002
http://www.kokuyo.co.jp/ecology/eco_proj/down.html
該当箇所：第三者審査報告書
- (3) セイコーエプソン：環境報告書 2002
<http://www.epson.co.jp/ecology/report/index.html>
該当箇所：環境会計に関する第三者検証
- (4) 大成建設：大成建設環境報告書 2002
<http://www.taisei.co.jp/kankyoku/02/02.html>
該当箇所：第三者検証

¹ 第6回環境レポート大賞の結果については、<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=3814> を参照。

- (5) 大日本印刷：DNP グループ 環境報告書 2002
<http://www.dnp.co.jp/jis/eco/index.html>
 該当箇所：第三者審査報告書
- (6) 東京ガス：東京ガス環境報告書 2002
http://www.tokyo-gas.co.jp/env/ecorep/j_text/content.html
 該当箇所：第三者審査報告書と今後の方向性
- (7) トヨタ自動車：環境報告書
http://www.toyota.co.jp/company/eco/envrep_index/index.html
 該当箇所：環境報告書に対する第三者意見書
- (8) リコー：リコーグループ 環境経営報告書 2002
<http://www.rioh.co.jp/ecology/report/index.html>
 該当箇所：第三者検証

2. 「評価・勧告」タイプの第三者レビューの事例

	企業名	第三者レビューの名称
(1)	アサヒビール株式会社	第三者意見書
(2)	株式会社イトーヨーカ堂	監査所見
(3)	大阪ガス株式会社	第三者レビュー
(4)	キヤノン株式会社	第三者意見書
(5)	株式会社損害保険ジャパン	第三者意見書
(6)	松下電器産業株式会社	第三者意見書

(五十音順)

具体的な第三者レビューの内容については、各社のホームページ等照。
 各社の環境報告書の URL は次のとおり。

- (1) アサヒビール：アサヒグループ 環境コミュニケーションレポート
<http://www.asahibeer.co.jp/eco/eco2002/index.html>
 該当箇所：第三者意見
- (2) イトーヨーカ堂：サステナビリティ報告書
<http://www.itoyokado.iyg.co.jp/iy/eco/index.htm>
 該当箇所：監査所見
- (3) 大阪ガス：2002 環境行動レポート
http://www.osakagas.co.jp/kankyo/index_j.htm
 該当箇所：第三者レビュー

- (4) キヤノン：キヤノン環境報告書 2002
<http://canon.jp/ecology/report/index.html>
該当箇所：第三者意見書
- (5) 損害保険ジャパン：社会・環境レポート
<http://www.sompo-japan.co.jp/environment/envi037.html>
該当箇所：第三者意見書
- (6) 松下電器産業：環境報告書 2002
<http://www.matsushita.co.jp/environment/2002/index.html>
該当箇所：第三者意見

資料4 環境報告審査人に必要な能力に関連する資格の参考例示

「第3章3．第三者レビュー実施者に必要な知識・能力等」において4点整理したが、関連する既存の資格などは次のとおりである。

環境報告書の記載事項に関する知識及び専門的能力と実務経験

- ・ 当該能力に関する一定の知識・能力等を有する者（既存資格）はないと考えられる。

事業経営に関する知識及び専門的能力と実務経験

- ・ ISO 審査員、公認会計士、中小企業診断士及びファイナンシャルプランナー等が当該能力に関する一定の知識・能力等を有すると考えられる。

環境に関する知識及び専門的能力と実務経験

- ・ ISO 環境審査員、技術士（環境分野）、環境カウンセラー（事業者部門）、環境計量士及び公害防止管理者等が、当該能力に関する一定の知識・能力等を有すると考えられる。

監査に関する知識及び能力

- ・ 公認会計士、ISO 審査員及び公認システム監査人等が、当該能力に関する一定の知識・能力等を有すると考えられる。